

四国中央市地域再エネ事業の運営体制構築に向けた 調査・検討業務

仕 様 書

四国中央市

第1章 総 則

本業務は、四国中央市業務委託契約約款（公共工事に係るもの以外の業務）によるほか、この仕様書によらなければならない。

第1節 業務の目的

令和5年3月に策定した四国中央市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げている「2050年のカーボンニュートラル社会の実現」に向けて、地域の再生可能エネルギー導入等に係る調査・分析、及びエネルギー需要量の調査・分析を実施し、四国中央市における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入可能性を評価する必要がある。

本業務は、以上の調査・分析の結果を踏まえて、地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業（以下「地域再エネ事業」という。）に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を検討するものである。

第2節 業務の名称

四国中央市地域再エネ事業の運営体制構築に向けた調査・検討業務

第3節 業務の場所

愛媛県四国中央市内

第4節 業務の期間

契約締結日の翌日から、令和8年1月9日までとする。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「四国中央市地域再エネ事業の運営体制構築に向けた調査・検討業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令等を遵守することとする。

第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、業務の円滑な進捗及び品質の向上に努めるものとする。なお、各技術者は兼任できないものとする。
- (2) 各技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にある者とする。

第8節 資料の提供

本業務に必要な資料のうち市が所有するものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに市に返却することとする。また貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、市の承諾なしに業務内容及び成果物を、他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

第10節 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の成果品検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

業務報告書：2部

関連資料（本業務内で収集した資料、根拠資料等）：一式

上記データを格納した電子データ（CD-R 又は DVD-R）：一式

その他本市担当者が指示するもの

第2章 業 務 内 容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

第1節 計画・準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成すること。

第2節 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー供給を把握するための調査・検討

地域の太陽光発電設備に関する導入可能性調査を実施し、課題の整理や具体的な導入手法を検討すること。

- ① 太陽光発電設備の未設置非住宅建物を抽出する。抽出した未設置非住宅建物のうち建床面積上位200棟については、当該建物所有者を対象に設備導入に関する意向調査（アンケート等）を行う。

- ② 費用対効果を十分に考慮したうえで、その可否を総合的に評価する。

第3節 地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入

地域のエネルギー需要に関する調査を実施し、需給バランスを評価すること。

- ① 四国中央市に事業所を有するエネルギー需要家（約500社）を対象として、エネルギー需要量等のアンケート調査を実施する。
- ② エネルギー種別毎の需要量を整理し、今後、必要となるエネルギー種別や需要量を分析する。

第4節 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、環境への適正な配慮及び地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討

四国中央市において地域脱炭素化をより推進するうえで、必要となる官民一体となった地域再エネ事業を検討すること。

- ① 四国中央市の現状と課題の整理
- ② 四国中央市の特徴や地域課題を踏まえた事業モデルの検討

第5節 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討

- ① 地域再エネ事業に係る事業採算性の調査・検討
- ② 地域再エネ事業の実施による地域経済へ循環に及ぼす効果の整理

第6節 検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築

事業の実施・運営体制について検討し、地域再エネ事業実施に向けた実施計画立案を作成すること。

- ① 継続的な官民連携および確実に地域に利益を循環させるための仕組の構築の提案
- ② 地域再エネ事業に係る知識やノウハウが蓄積され、内発的な発展につながる事業実施体制の検討
- ③ 地域再エネ事業の実施に係るステークホルダーと役割の整理

第7節 調査報告書の作成

各種検討、調査結果を基に報告書として取りまとめを行うこと。

第3章 打合せ協議

本業務における打合せ協議は初回、中間 2 回、成果品納品時の 4 回を基本とし、必要に応じて適宜実施し、その都度、協議録を作成し市担当者へ提出すること。なお、中間打合せは、web による協議も可能とする。